

2025年7月

お客さま 各位

筑後信用金庫

当座勘定規定の一部改正のお知らせ

平素は、筑後信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みの一環として、2026年3月末をもって、手形・小切手帳の発行申込みの受付けを終了させていただきます。これに伴い、当座勘定からの払戻手段として、当金庫所定の払戻請求書による当座勘定からの払戻しの取扱いを開始いたします。

また、当座勘定払戻請求書の取扱開始に伴い、当座勘定規定を下記の通り一部改正しますのでお知らせします。

記

1. 当座勘定規定の改正

(1) 改正日

2025年9月1日（月）

(2) 改正対象

当座勘定規定（一般用）

(3) 改正内容

改正箇所のみ抜粋

改 正 後	改 正 前
第7条（手形、小切手の支払等） (1) (2) (略) (3) 当座勘定の払戻しの場合には、 <u>次のいずれかの方法で行ってください。</u> <u>A 届出または登録の印章により、</u> <u>当金庫所定の払戻請求書に記名押印</u> <u>して提出する方法。</u> <u>B 小切手を使用する方法。</u> (4) <u>前記（3）の払戻しに払戻請求書を</u> <u>使用する場合には、届出の印章によ</u> <u>り記名押印のうえ、当座勘定入金帳</u> <u>とともに、口座開設店に提出してく</u> <u>ださい。また、当該当座勘定の払戻</u> <u>しを受けることについて正当な権限</u> <u>を有すことを確認するための本人確</u> <u>認等の手続を求めることがあります</u> <u>す。この場合、当金庫が必要と認め</u> <u>るときは、この確認ができるまでは</u> <u>払戻しを行わないことがあります。</u>	第7条（手形、小切手の支払） (1) (2) (略) (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切 手を使用してください。



がんばるあなたを応援したい

筑後信用金庫

Chikushin Bank

改 正 後	改 正 前
(略) 第 1 2 条(手数料等の引落とし) (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用・その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) (略) (略) 第 1 6 条(印鑑照合等) (1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) (3) (略)	(略) 第 1 2 条(手数料等の引落とし) (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用・その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) (略) (略) 第 1 6 条(印鑑照合等) (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) (3) (略)

※変更後の規定は、変更日にホームページへ掲載いたします。

以上



がんばるあなたを応援したい

筑後信用金庫

Chikushin Bank